

2-2

住戸専用部分

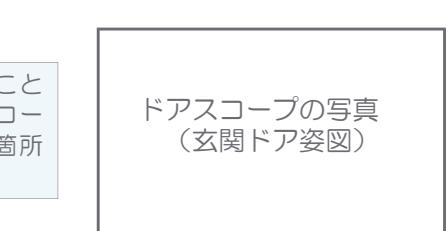
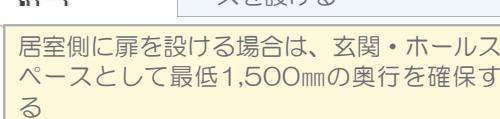
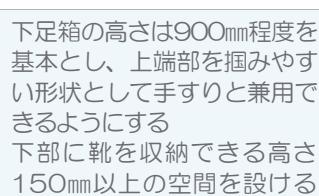
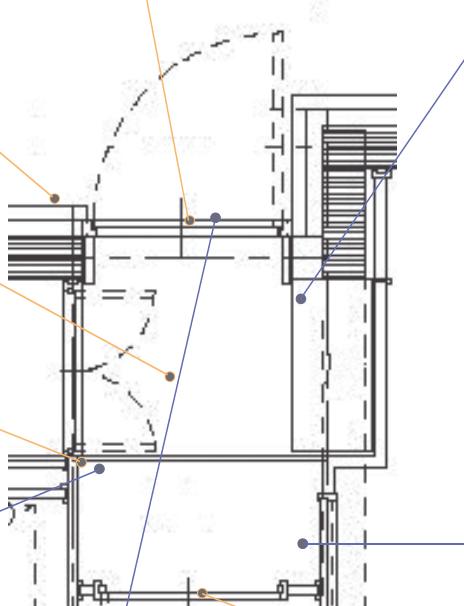
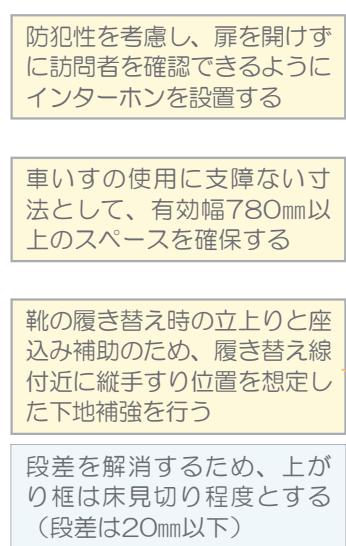
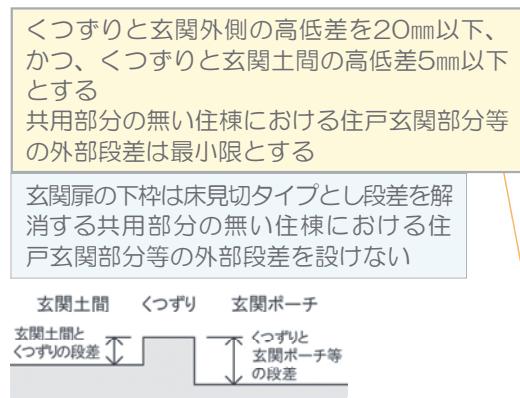
- ① 玄関・ホール
- ② 便所
- ③ 浴室
- ④ 洗面・脱衣室
- ⑤ 主寝室
- ⑥ その他の居室
- ⑦ 居間・食事室・台所
- ⑧ 収納
- ⑨ バルコニー
- ⑩ 一般住戸平面（基本仕様）
- ⑪ 車いす乗用者向け住戸平面

玄関・ホール

北海道UD公営住宅整備指針 1-2 ①

[基本的な考え方]

これまで、玄関の上がり框は靴を脱ぐ習慣から段差を許容していましたが、車いす利用者や高齢者への安全かつ使いやすさを考え段差を設けないこととしています。また、車いす利用者の乗り降り・乗り換え、靴の履き替えのための椅子スペース、ベビーカーの乗り入れなどを想定した広さを確保しています。



凡例

■ 基礎事項

■ 配慮事項

便 所

北海道UD公営住宅整備指針 1-3 ②

[基本的な考え方]

便所は一日に何度も利用する空間として、また、自立した生活や在宅介護の観点からも重要なポイントです。できる限り自力で対応でき、安全で使いやすく介助しやすい広さを確保する配慮をしています。また、ブースを外し洗面・脱衣室との一体利用を可能にすることによって、多様な使い方に対応することとしています。

車いすから便器への移乗が容易であるため、側方入りのほうが前方入りよりも車いすや介助による利用がしやすい

洗面脱衣室と一緒に使用できるように、仕切り戸は取り外しできるよう計画し、車いす使用者の使い勝手を向上させる

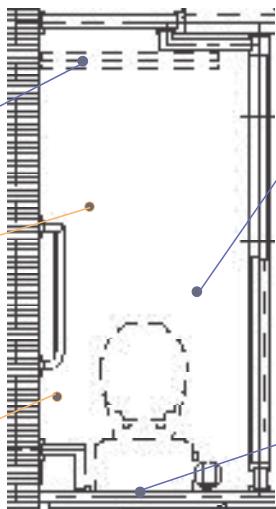
側方入りの便器側方寸法は介助スペースとして有効500mm以上を確保する

便器長辺内法寸法は介助用車いすの寄り付きを考慮し有効1,300mm以上とする

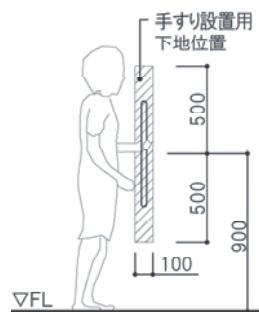


仕切り戸を取り外し広く使用

【便器側方入りタイプ】

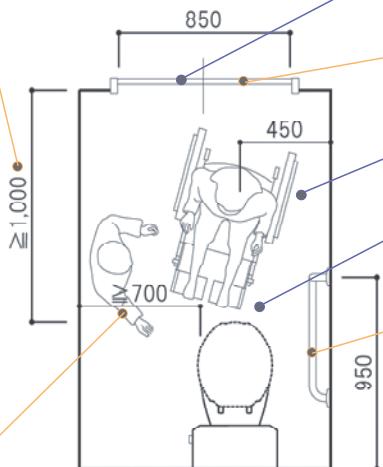


立ちすわりの動作から、手すり設置壁と便器中心までの距離は450mmとする



L型手すりを設置しない側の便器背面の壁に手すり用壁下地補強を行う

【便器前方入りタイプ】



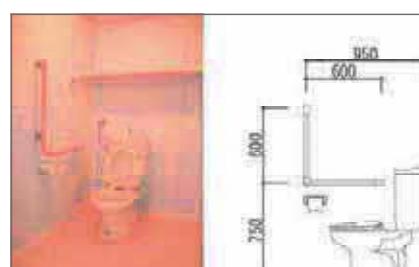
建具は室内照明の点灯状況がわかる小窓付きとする

床段差は設けない

耐水性、防滑性に優れた床仕上げとする

便器座面高さは400mm程度とする

手すりは、立ちすわり及び便器着座時の姿勢保持用として、片側にL型600mm×600mmを設置する



前方入りの便器の便所の場合、介助者が車いすの脇に回り込むことができるよう、側方入りに比べて便器側方により広い空間を確保することが有効
※便所内に十分な広さを確保することで、子育て世帯にとっても、おまるを設置するなど、トイレトレーニング等に使いやすい空間となる

凡例

基礎事項

配慮事項

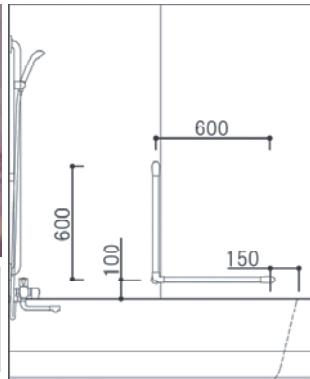
浴 室

北海道UD公営住宅整備指針 1-4 (3)

[基本的な考え方]

浴室は床が滑るので高齢者や子どもが転倒する事故が多い場所であるため、浴槽内の立ちすわり、入浴の補助として手すりの設置や段差解消など安全対策に十分留意することとしています。また、介護性能にも配慮した広さの確保と設備などの対応を行うこととしています。

広さは内法1,200mm×1,600mm(UB1216)以上とすることで、シャワーチェアやベビーバスの使用に支障のない洗い場の広さを確保する。



温度調整付混合水栓（シャワーとのワンタッチ切り替え機能付）を設置する

浴槽壁に立ちすわり・姿勢保持用のL型手すりを設置する

洗い場と浴槽の間に浴槽出入
・洗い場での立ちすわりのためシャワーハンガー兼用手すりを設置する

入口横に洗い場から洗面・脱衣室への出入り用にI型手すり用下地補強を行う

浴室に物干パイプを設置

出入口の有効開口は600mm程度とする

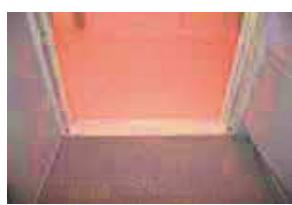


引き戸とすることが望ましい

高齢者や子どもにも利用しやすい引き戸とする

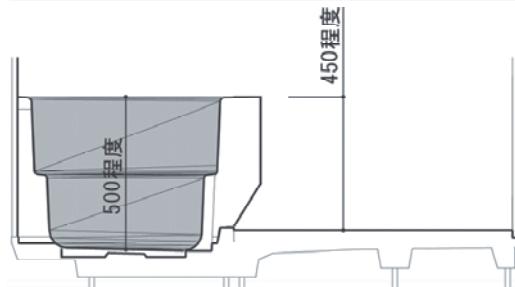
子育て支援住宅など小さな子どもの居住が見込まれる場合は、事故防止のため、一般の鍵の他に、子どもが解錠できない位置（高さ）に外側から施錠できる鍵を設置する

高齢者や子どもに安全なまたぎ寸法として、浴槽立ち上がり寸法は洗い場から450mm程度とする。（浴槽深さは500mm程度）



床段差は設けない

出入り口部分は20mm程度の水勾配とする



凡例

基礎事項

配慮事項

洗面・脱衣室

北海道UD公営住宅整備指針 1-5 ④

[基本的な考え方]

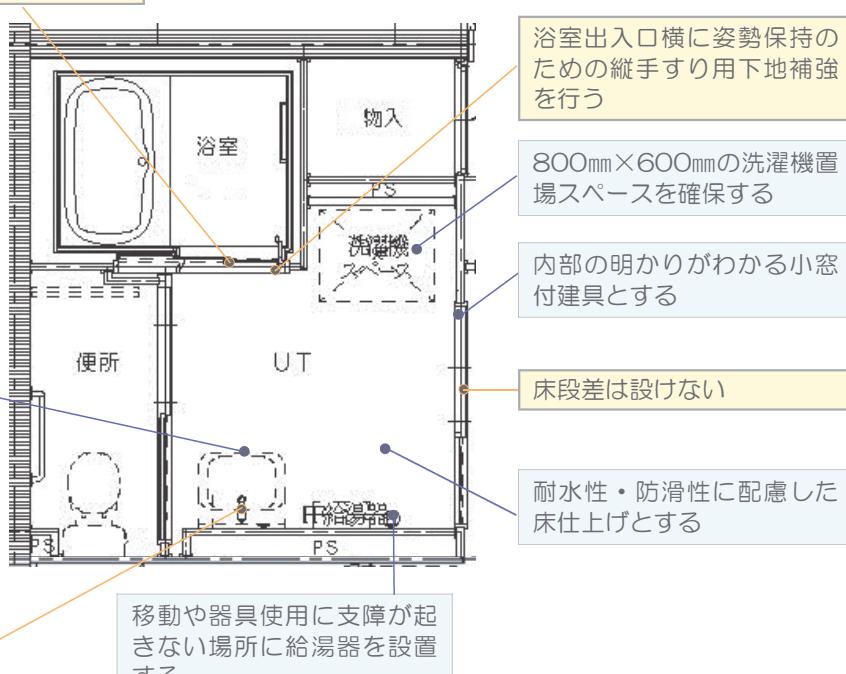
洗面・脱衣といった生活動作を行う洗面・脱衣室は、安全で使いやすいことが望されます。

高齢者や子ども・車いす利用者等でも無理なく使うことができる設備機器などの選定に配慮し、また、浴室や便所への動線にもなるため、移動がしやすく介助しやすい広さを確保することとしています。

介助用車いすからシャワーチェアへの乗り換え、シャワーチェアでの移動が可能な寸法として有効幅780mmを確保し、介助用車いすの使用等に支障の無いものとする



座って使用できるように洗面台下部を開放できる仕様とする
洗面ボールの高さは750mm程度とする



水栓は、力の弱い人でも使いやすいシングルレバー混合栓を採用する



便所の建具を取り外せるように計画することで、便所が洗面脱衣室と一体的に利用でき、車いすでの便器への移乗や洗面台への寄り付きが容易になるとともに、十分な介助スペースが確保できる



主寝室

北海道UD公営住宅整備指針 1-6 (5)

[基本的な考え方]

主寝室は、住まい手の家族構成や生活状況によって、多様な使われ方が想定されます。

障がいや身体機能の低下などにより見守りや介助が必要となった際にも、同居家族による同室就寝が可能となるよう、ベッド2台を置いた場合でも、三方介護が可能な広さを確保することとしています。

室内有効内法面積9m²以上とし、主寝室にベッド2台を設置し必要な介助スペースが確保できること

ただし、隣室との建具を開放して一体的に使用可能にする場合を含む

寝室内に2台のベッドを置くことを想定する場合には、内法2,850mm×3,500mm程度することが望ましい

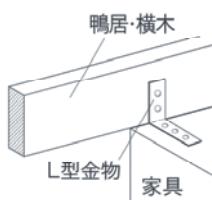


介助用車いすがベッドの横に寄り付き、介助者がベッドへの以上を手助けするために、ベッドの横に750mmの通路が必要です。

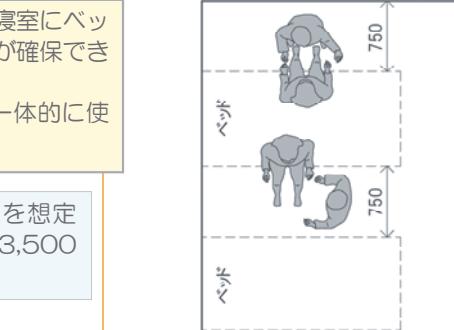
床段差は設けない

ベッド設置に適する洋室とする

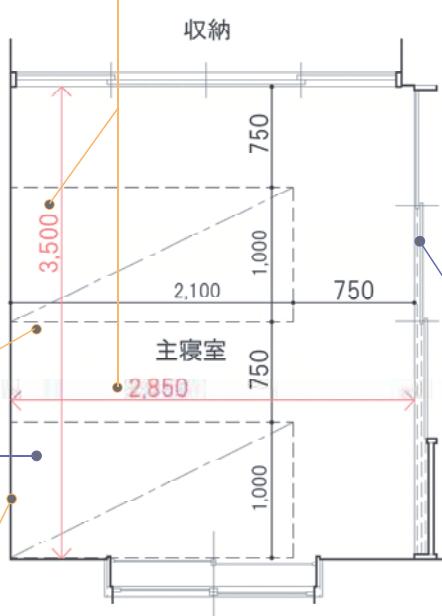
家具の転倒防止用金物が取り付けられるようにする



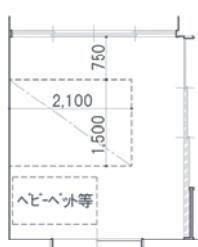
鴨居・横木にL型金物で固定



ベッドは位置を想定し、その周囲に750mmの介助スペースを確保

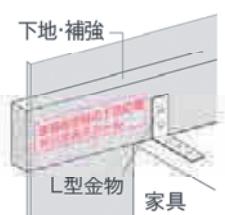


単身者の場合でも、持込み家具を想定しベッドの周囲に750mmのスペースを確保



若年夫婦を想定し、乳幼児等と同室の場合でも、ベビーベッドを置けるスペースを確保

入居者の多様な住まい方に対応するため、LDKとの間は部屋の一体利用が可能なように、広く開放できる建具とする



固定可能な下地等の位置を明示



凡例

基礎事項

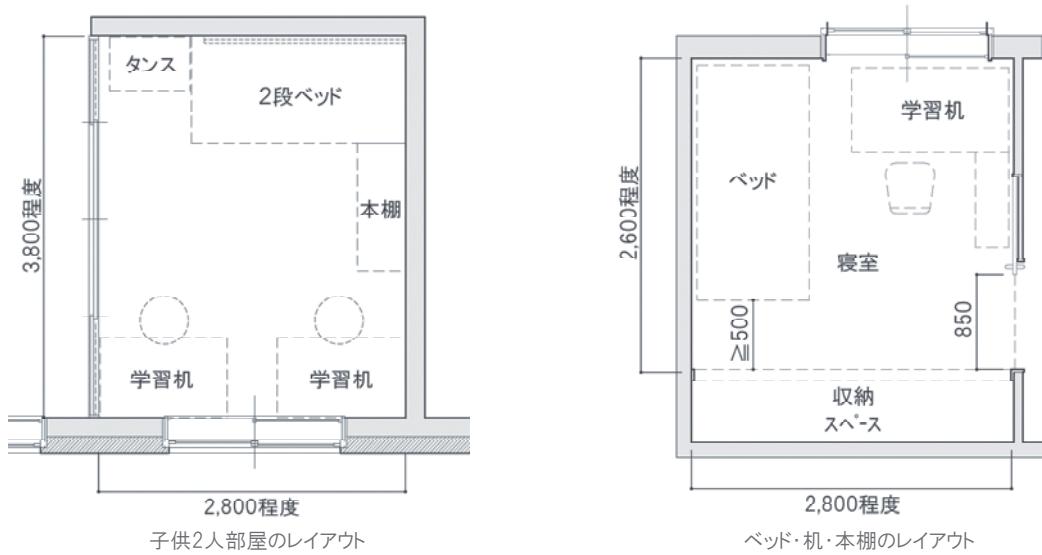
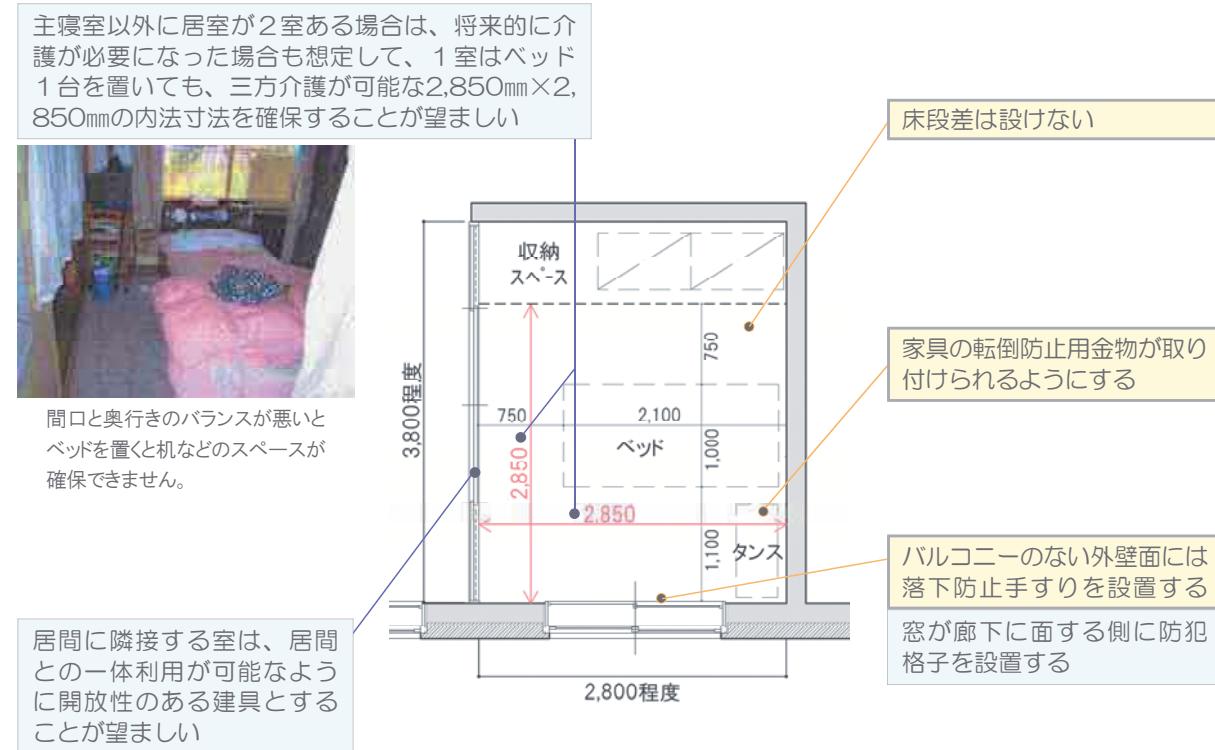
配慮事項

その他の居室

(6)

[基本的な考え方]

主寝室同様に、家族構成などによって、様々な使われ方が想定されますが、最低限、プライベートな空間として自活が可能な広さを確保する配慮が必要です。また、子ども2人部屋・介護居室としても利用できる広さの確保に配慮することとしています。



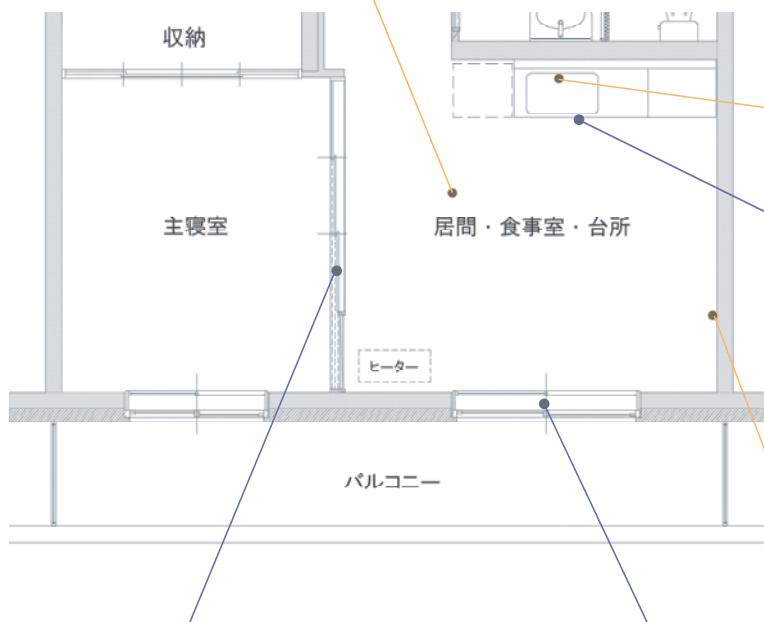
居間・食事室・台所

北海道UD公営住宅整備指針 1-7 (7)

【基本的な考え方】

生活の中心となる居間・食事室は、動きやすさや家具配置を考慮し、凹凸のない平面形態とするとともに、多様な家族構成や住まい方に柔軟に対応するため、隣接する居室との一体利用ができるよう配慮しています。また、いすに座って調理ができる流し台の採用や採光の確保など快適性への配慮をしています。

家具配置等、様々な生活様式に対応できるよう居間、食事室、台所を一体的に計画し使いやすい平面計画とする



隣接する居室の建具は3枚引戸や引分け戸等、居間及び食事室との一体利用が可能な建具とする



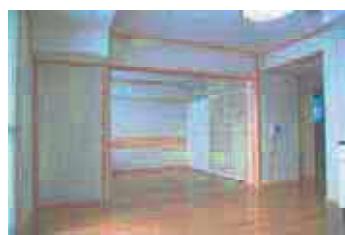
台所水栓は、シングルレバーミキサ栓とする



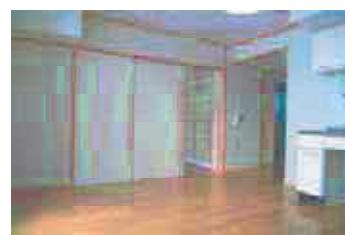
流し台を座って使用できるよう流し台下部を開放できる仕様とする

家具の設置を想定する壁及び天井は、入居者による家具転倒防止対策が可能なつくりとする

バルコニーへの出入口に段差がある場合は、出入り補助のための手すりを居間側とバルコニー側に設置する



建具を開放して居間と一体化的に使用



建具を一部固定し個室として使用



建具を固定

凡例

基礎事項

配慮事項

収 納

北海道UD公営住宅整備指針 1-8 (8)

[基本的な考え方]

奥行きの深すぎる収納は、無理な体勢になり高齢者などには使いにくく物が置けない場合があることから、できるだけ多くの人にとって使いやすい寸法を確保します。

主寝室の収納奥行は布団が3枚折りで収納できる有効750mmを確保する

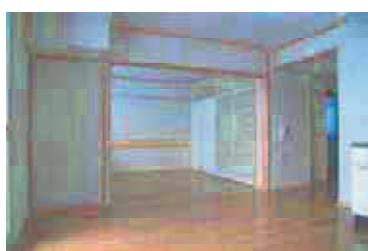
日常の使い勝手に配慮した広さ、形状とする

収納を設けずに家具の配置などを想定する収納スペースを計画し、多様な使い勝手に対応する
(家具は固定できるようにする)

建具を設置する場合は引き戸とする等、身体状況にかかわらず使いやすい形状とする

棚板は、高齢者や子どもなどの使いやすさ・安全性に配慮し、設置位置・高さを決める

その他の寝室の収納の奥行はハンガー、既製収納品が置ける有効奥行500mm以上を確保する



可動収納を採用している事例

凡例



基礎事項



配慮事項

バルコニー

⑨

[基本的な考え方]

バルコニーは避難上重要な通路であるとともに、使いやすさや安全性にも配慮する必要があります。また、使い方によっては、生活の豊かさを演出することができる場所であることにも留意します。

バルコニーの出入口に生じる段差は、次のいずれかに適合するものとする

- ・180mm以下の単純段差
- ・250mm以下の単純段差とし、手すりを設置できるようにする
- ・180mm以下のまたぎ段差とし、手すりを設置できるようにする

バルコニーに出る居間の建具有効開口は850mm程度を確保する

水が入らないように工夫し、段差を100mm程度に抑える

防滑性を考慮した床仕上げとする

バルコニーの手すりを外部に設置可能にし、内部は暖房器具・カーテンの支障にならない処理を検討する（手すりL=600mm）

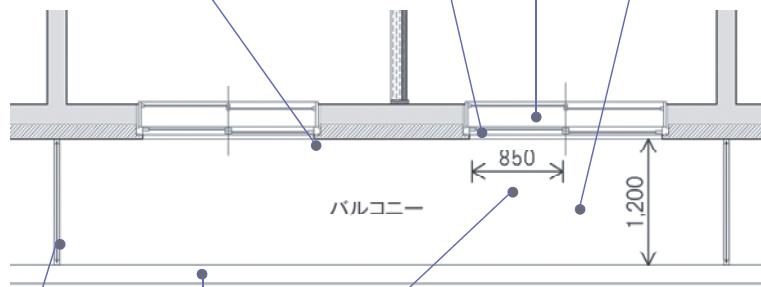


二方向避難を考慮した隔て板の設置

隔て板は二方向避難を考慮して、消防法の基準により定める



入居者が設置したスノコによる段差解消の例



居間の前は介助付車いすが回転できる最低有効寸法1,200mmを確保し、二方向避難を考慮して、通路幅を確保する

物干金物は、高齢者でも使いやすい手すり設置型にする



手すり設置型物干金物

凡例

■ 基礎事項

■ 配慮事項